# 新旧対照表

(下線部は変更部分)

# 浦河町アイヌ施策推進地域計画

令和7年3月19日認定

中和1十3月19日齡定			
変更後	変更前		
$1 \sim 2$ (略)	$1 \sim 2$ (略)		
3	3		
(3) 数値目標	(3)数値目標		
フノフカルの伊左刀は似るに次ナーフノフのに幼笠に、地域中五が地域間の方	フィスカルの伊左兄は似惑に次ナーフィスのに幼笠に、地は中丑が地は眼の方		

	アイヌ文化の保存又は継承に資すアイオの伝統等に		地域内及び地域間の交		
事業	る事業		関する理解の促	流並びに国際交流の促	
			進に資する事業	進に資する事業	
	事業開始以来	祭司継承	体験交流事業	生活館利用件数	
KPI	の植樹数	<u>者数</u>			
	(シナ、ガマ)		参加人数		
令和7年度	延べ60本(シナ)	累計	延べ25人/年間	560件/年間	
(基準年度)	延べ300本(ガマ)	<u>1人</u>	進入20人/中间		
令和8年度	延べ70本	累計	延べ30人/年間	570件/年間	
	延べ350本	<u>2人</u>	一		
令和9年度	延べ80本	<u>累計</u>	延べ35人/年間	580件/年間	
(中間目標)	延べ400本	<u>3人</u>	一		
△和 10 左帝	延べ90本 累計	延べ40人/年間	500/4 / 左門		
令和 10 年度	延べ450本	<u>4人</u>	严、40人/ 平间	590件/年間	
令和 11 年度	延べ100本	<u>累計</u>	ながなりが	COO# / TRB	
(最終目標)	延べ500本	<u>5人</u>	延べ45人/年間	600件/年間	
			•		

	アイヌ文化の保存又は継承に資す	アイヌの伝統等に	地域内及び地域間の交	
事業	る事業	関する理解の促	流並びに国際交流の促	
		進に資する事業	進に資する事業	
	事業開始以来	体験交流事業	生活館利用件数	
KPI	の植樹数			
	参加人数	多加入 <b>致</b>		
令和7年度	延べ60本(シナ)	延べ25人/年間	560件/年間	
(基準年度)	延べ300本(ガマ)	進入20人/中间		
令和8年度	延べ70本	延べ30人/年間	570件/年間	
	延べ350本	<b>連べ30八/ 平</b> 間		
令和9年度	延べ80本	延べ35人/年間	580件/年間	
(中間目標)	延べ400本	延べ33人/ 平間		
令和 10 年度	延べ90本	延べ40人/年間	590件/年間	
	延べ450本	悪ハ4∪八/ 平间		
令和 11 年度	延べ100本	延べ45人/年間	COO# / TB	
(最終目標)	延べ500本	たい40人/ 年间	600件/年間	

 $4 \sim 5$  (略)

6

(1) 文化振興事業

事業内容: 4-1①、4-1②、4-2②と同じ

事業期間:令和7年度~令和11年度(事業スケジュールを添

付)

事業費: <u>33,668</u>千円

 $(2) \sim (3)$  (略)

 $7 \sim 10$  (略)

 $4 \sim 5$  (略)

6

(1) 文化振興事業

事業内容: 4-1②、4-2②と同じ

事業期間:令和7年度~令和11年度(事業スケジュールを添

付)

事業費: <u>32, 972</u>千円

 $(2) \sim (3)$  (略)

 $7 \sim 10$  (略)

### アイヌ施策推進地域計画

#### 1 アイヌ施策推進地域計画の名称

浦河町アイヌ施策推進地域計画

## 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道浦河町

#### 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

## (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

浦河町においては、「ウララペツ」(浦河:霧深き川)「イカンラニ」(井寒台:まわり道をして通る坂)や「エプイ」(絵笛:ふきの多いところ)などアイヌ語由来の地名が多く残され、町内には複数のコタンがあった(現在はコタン跡も残されていない)とされており、歴史的にアイヌ文化等に関わりが深い。

浦河町には昭和21年3月13日社団法人北海道アイヌ協会浦河支部が設立され(昭和37年5月31日社団法人北海道ウタリ協会浦河支部、平成26年4月1日浦河アイヌ協会)、これまで会員相互の親睦を深め、福祉教育、文化面に取り組み、会員の社会的、経済的地位の向上を図っている。また、昭和35年4月には浦河アイヌ文化保存会が設立され、浦河におけるアイヌ文化の伝承活動を行っている。

現在は、浦河アイヌ協会の事務局が所在する堺町生活館を拠点として、浦河アイヌ協会と浦河アイヌ文化保存会が文化活動を行っている。また、浦河町では、堺町生活館に生活相談員2名を会計年度任用職員として配置し、アイヌの方の福祉相談を受けている。

アイヌ文化活動については、主としてアイヌ協会やアイヌ文化保存会が主体となって取り組んでおり、主な内容としては、アイヌ文化伝承活動として、ござを編む「イテセ教室」(イテセ:編む)(年21回開催、延べ62人参加)、手芸教室(年13回開催、延べ100人参加)、アイヌ料理(年7回開催、延べ64人参加)、収穫・豊漁の祈願祭「ハルエカムイノミ」(春の神様への感謝の儀式)、浦河イチャルパ(先祖供養)等を行っている。また、福祉相談としては、奨学金の相談、福祉資金相談(年52件)など堺町生活館を中心とした生活館で受けている。

浦河町立博物館では、「浦河の自然コーナー」「大昔の自然コーナー」や「浦河の漁業コーナー」等5つのコーナーがあり、化石標本や、農機具や林業で使われていた道具などを展示しているが、館内にはアイヌの人々が実際に居住した家屋(チセ)を復元し、その中には、アツシ(樹皮衣)・ケマウシ(脚付行器)、ニマ(木鉢)、サラニプ(編み袋)などのアイヌ関連民具を展示している。「アイヌ人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が令和元年5月24日施行されたことにより、町内・町外ともにアイヌの歴史や文化を学ぶ関心が高まっている。

当町では、第1期計画のアイヌ文化伝承活動支援事業においてPR動画を作成し、交流事業や人材育成事業において活用することで、アイヌの歴史や文化に対する理解が一定程度深まっているが、まだまだアイヌ文化に対する隔たりが感じられる。また、アイヌ関連団体会員の高齢化による担い手不足や、次世代への円滑な継承を行うための伝承者育成が喫緊の課題となってい

ることから、多くの方にアイヌの歴史や文化に関心を持っていただき、次世代の担い手となっていただく取り組みや、アイヌ文化伝承者育成のための様々な取り組みを行っていくことが必要となっている。

## ※アイヌ関連団体

- ・浦河アイヌ協会(設立:昭和21年3月、代表者: 津田 一彦、会員数:53名)
- ・浦河アイヌ文化保存会(設立:昭和35年、代表者: 三関 佳二、会員数:24名) 文化庁の「重要無形民俗文化財保護団体」となる。(昭和59年)

#### ※アイヌ文化等関連施設

·浦河町立郷土博物館

所在:浦河町字西幌別273番地の1

現況:昭和53年に旧東小学校を改修し開館。

·堺町生活館

所在:浦河町堺町東1丁目6番17号

現況:昭和57年開館。生活相談員として2名配置されている。(会計年度任用職員)

・野 深 牛活館

所在:浦河町字野深125番地

現況:昭和37年開館。地域住民の交流の場となっている。

·姉 茶 生活館

所在:浦河町字姉茶259番地の2

現況:昭和39年開館。地域住民の交流の場となっている。

·西幌別生活館

所在:浦河町字西幌別257番地

現況:昭和40年開館。地域住民の交流の場となっている。

・井 寒 台 生活館

所在:浦河町字井寒台189番地

現況:昭和41年開館。地域住民の交流の場となっている。

·東栄生活館

所在:浦河町字東栄134番地

現況:昭和42年開館。地域住民の交流の場となっている。

·浜荻伏 生活館

所在:浦河町荻伏町163番地

現況:昭和43年開館。地域住民の交流の場となっている。

· 西舎 生活館

所在:浦河町字西舎337番地の1

現況:昭和44年開館。地域住民の交流の場となっている。

・向別生活館

所在:浦河町字向別471番地

現況:昭和44年開館。地域住民の交流の場となっている。

・杵臼生活館

所在:浦河町字杵臼515番地

現況:昭和45年開館。地域住民の交流の場となっている。

·富里生活館

所在:浦河町字東栄519番地

現況:昭和46年開館。地域住民の交流の場となっている。

·東町生活館

所在:浦河町東町うしお1丁目7番4号

現況:昭和51年開館。地域住民の交流の場となっている。

·入船町生活館

所在:浦河町入舟町8番地の1地先海浜地

現況:昭和52年開館。地域住民の交流の場となっている。

## (2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

## (3) 数值目標

	アイヌ文化の保存又	は継承に資する	アイヌの伝統等に	地域内及び地域間の
事業	事業		関する理解の促進	交流並びに国際交流
			に資する事業	の促進に資する事業
	事業開始以来	祭司継承者数	<b>从</b> 段六运事类	
KPI	の植樹数		体験交流事業 	生活館利用件数
	(シナ、ガマ)		参加人数	
令和7年度	延べ60本(シナ)	累計1人	ないり / 左門	560件/年間
(基準年度)	延べ300本(ガマ)		延べ25人/年間	
令和8年度	延べ70本	累計2人	延べ30人/年間	570件/年間
	延べ350本		進入30人/平间	
令和9年度	延べ80本	累計3人	延べ35人/年間	580件/年間
(中間目標)	延べ400本		一	
令和 10 年度	延べ90本	累計4人	延べ40人/年間	590件/年間
	延べ450本		進140人/ 平间	
令和 11 年度	延べ100本	累計5人	延べ45人/年間	600件/年間
(最終目標)	延べ500本		進入40人/ 中国	

#### 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

## 4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

①アイヌ文化伝承者育成事業

アイヌ文化の伝承者が希少となっているため、次世代伝承者(祭司)の育成を図る。

②アイヌ文化伝承のための自然素材育成事業

アイヌ文化の伝承に必要な自然素材を植樹することにより、今後の保存活動など継続的に実施される環境を作る。

## 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

①アイヌ文化継承事業

豊富な経験、知識を有するエカシ、フチからアイヌの風俗、慣習を次世代へ継承し理解を深める。

②アイヌ文化等体験交流事業

アイヌの伝統文化である踊りや儀式の体験やアイヌの風習の話など、各種講座を開催し、住民への理解を深めると共に継承者の人材育成を図る。(伝統文化の伝承に必要な備品、着物購入も含む。)

## 4-4 地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業

- ①アイヌの人々と地域住民交流の場整備事業(生活館交流事業) アイヌの人々のコミュニティの活動の支援や、活動環境の改善を図るために生活館の改修を 行う。
- ②アイヌの人々とのコミュニティ活動支援事業(先住民族との交流事業) アイヌの人々や町内の中高生等を、台湾に派遣し、現地の先住民族の伝承や保存、生き方を学び、アイヌ文化の担い手となる人材の育成を図る。

## 5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和12年3月31日まで

## 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

#### (1)文化振興事業

事業内容:4-1①、4-1②、4-2②と同じ

事業期間:令和7年度~令和11年度(事業スケジュールを添付)

事業費:33,668千円

#### (2)コミュニティ活動支援事業

事業内容:4-2①、4-4と同じ

事業期間:令和7年度~令和11年度(事業スケジュールを添付)

事業費:208,871千円

# 7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由 (1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載 (第2号基準)

- ■4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代に継承することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- ■4-2に記載する事業は、アイヌ文化の体験交流を行うことで、アイヌの歴史や文化について町 民の理解を深めることができ、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重 される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- ■4-4に記載する事業は、アイヌの方々のコミュニティ活動や活動環境の改善を図ることができ、また、先住民族との交流を深めることや、アイヌ文化の発信拠点を整備すること等により、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- (2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準) 4の事業について浦河町では、「浦河町暴力団の排除の推進に関する条例」に基づき暴力団 関係事業者を排除するための必要な措置を講じており、反社会的勢力等の関与はない。

# (3)円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第3号基準)

- ■事業の実施主体の特定 6で記載の事業については、すべて浦河町が事業主体である。
- ■事業実施スケジュールの明確性 6で添付の事業スケジュールのとおり明確となっている。
- ■地域住民の意見聴取 計画策定に当たり、浦河アイヌ協会や改修生活館周辺の住民から意見を聴取しているが反対 意見はなかった。

#### 8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1)目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIである体験交流体験参加人数等については、実績値を公表する。役場内で目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

#### (2)目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期:計画期間における次年度の4月末時点

内容: 数値目標の達成状況について、次年度の4月に役場内で効果検証を行い、翌年度以降 の取組方針を決定する

(3)目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、浦河町HPにて公表。

- 9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項なし
- 10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし